

平成30年7月20日

山口祥義佐賀県知事様

唐津しゃんとする会（共同代表＝藤瀬憲一）  
唐津市民会議（代表＝木村眞一郎）



## 佐賀県による原子力災害時における避難経路調査に関する質問書

- 1、原子力災害に関しては県内各自治体から多くの要望があると聞いている。平成27年2月10日付け府政原防第24号「原子力災害対策事業費補助金交付要綱」に基づく原子力災害対策事業費補助金の交付額及び事業内訳を年次ごとに明らかにしてください。また、自治体からの要望と採択状況も併せてお願いします。
- 2、今回の原子力災害対策事業費補助金による調査事業の概要を示してください。  
実施事業者、委託契約月日、委託内容、調査実施期間、県への報告時期、その他
- 3、前回の平成26年4月30日発表同様、結果（県民への説明資料）を開示していただきたい。
- 4、この調査（平成29年度原子力災害時における避難経路調査事業）の取り扱いはどうなるのか。  
事業の検証、事業の成果に基づき防災会議の開催、住民への説明等また、この調査の活用により原子力防災計画の変更が必要となることが想定されるが何時頃変更予定か。
- 5、すでに玄海原発3・4号機は稼働運転中であるので早急な対応が求められるがどうか。
- 6、この計画はスクリーニングの所要時間を避難時間に含めているのか。
- 7、福島第一原発事故に見られるように複合災害が予想されるが複合災害についてのシミュレーションがなければ実効性に欠けると考えられるがどう対応されているのか。
- 8、前回平成26年4月30日の調査については福島第一原発事故を例に原災法15条の避難指示から水素爆発まで23時間を設定していたが福島はBWR（沸騰水型軽水炉）であり、玄海はPWR（加圧水型軽水炉）で、炉型が違うし、そもそも事故は反応度事故、蒸気爆発、水素爆発、その他火災等いろんな事象が想定される。通常の訓練では冷却材喪失事故を想定し、実施され、23時間設定は設定例としては適当でない。前回の調査を含めこの件に関してどう考えているのか。  
（福島第一原発1号炉平成23年3月11日16時36分原子炉水位が確認できず、注水状況が不明のため、非常用炉心冷却装置注水不能と判断通報～3月12日15時36分 R/B（原子炉建屋）で水素ガスによると思われる爆発発生。その間23時間）
- 9、原発周辺住民の速やかな避難のために原子力災害対策指針に依れば平時よりの住民への情報提供及び共有を図ることが必要とされている。特にこの件に関しては平成28年4月の人

事院の所見(原子力災害対策に係る施設等の整備等の状況についての報告書)も同様の指摘を行っている。県及び市は原子力災害対策指針及び、本要綱の趣旨に基づき情報共有を実施、検証しているか。また、補助事業者である県は間接補助事業者である市町に対し適切な指導を実施しているか。

- 10、 原災法第15条全面緊急事態となった場合、「放射性物質の放出前の段階においては、予防的防護措置としてPAZ(予防的防護措置を準備する区域)内における住民の即時避難開始とともに、UPZ(緊急時防護措置を準備する区域)内において、住民の屋内退避を開始する
- 11、 となっている。県及び市は住民の2段階避難を設定しているが現状では住民の認識がほとんどなく実行に疑問がある。原災法第15条事象が発生した場合、現状ではエリアメールの配信と共に多くの住民が一斉に避難を開始すると考えられるが行政としてどう対応するのか。
- 12、 このシミュレーション作成に当たって、条件設定をどう行ったか。例えば、原災法15条避難指示の周知の時間、交通障害、交通事故、交通用具の燃料切れ、避難ルートの不案内による時間ロス、自動車の故障、乗合い等共助による時間、通信障害等の混乱によるもの、トイレ等の時間(今回の調査は前回26年の調査と対をなすものとする)等
- 13、 災害対策については行政の限界も含め示すことになる。これは阪神大震災後の中央防災会議での見解である。行政は破滅的大規模災害に関しては一定の行政がなしうる範囲を示さなければならない。原子力発電所の爆発等原子力災害はまさしくこれに該当する。自家用車による自主避難についても行政がどこまで関与できるのか明らかにしなければならない。今回の避難について具体的行政の関与はどうか説明いただきたい。自主避難についてはあくまで自己責任となるので事前に行政の関与について明確にすることは原子力災害における避難を円滑に遂行する上での重要事項である。
- 14、 災害時の自治体職員(指定公共機関、関係機関を含む)の防災業務担当の配置について、自治体職員といえども一般被災者であり、特に家族等の重篤な被災について職務に専念することは酷といえる。その場合、職務命令に反し離脱した場合は懲戒処分の対象となるのか。いろんな条件を考慮すると原子力防災業務に携わる職員は緊急時には防災計画時と比較し大きく減少することが予想される。特に防災の業務に付随し、ヨウ素剤の配布は聞き取りを含めチーム編成が必要で多くの要員を必要とする。それと同時に、各交差点で避難誘導を実施する警察官の要員確保はできるのか、タイベックなどの防護服は常備されているのか。このシミュレーションに掛る問題点はどうか共有されているのか。
- 15、 この事業に関し、年次別に「玄海地域原子力防災協議会」に係る福岡、長崎、佐賀の連携及び単独が見受けられるが避難に関しては内閣府原子力防災担当と福岡、長崎、佐賀の連携は欠かせないが、避難経路調査はその点をどう取り扱っているのか。